

主な公的相談機関

被害に遭い悩んでいる方、一人で悩まずに、最寄りの相談機関にご相談ください。

相談機関名称	受付日	受付時間	電話番号
With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター	月～土曜日 (祝日・年末年始・第3木曜日を除く)	10:00～20:30(面接相談は予約制)	048-600-3800
配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センター DV相談担当)	月～土曜日 日曜日・祝日 (年末年始を除く)	9:30～20:30 9:30～17:00	048-863-6060
埼玉県北部福祉事務所 地域福祉担当	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	9:00～16:00	0495-22-0101
DV相談ナビ	自動音声により最寄りの相談窓口をご案内します。		0570-0-55210
寄居警察署でもDV相談を受け付けています。			581-0110

全国一斉

「女性の人権ホットライン」 強化週間の実施

さいたま地方法務局および埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、多くの方に利用していただけるように、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、専用相談電話による相談を受け付けます。

日時／11月15日(月)～21日(日)午前8時30分～午後7時
※ただし20日(土)、21日(日)は午前10時～午後5時
電話番号／0570・070・810

相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員などの女性の人権擁護委員が相談に応じます(秘密は厳守します)。
問い合わせ／さいたま地方法務局人権擁護課 (☎048・863・9589) へ。

お出かけください! 人権・同和問題を考える

「県民の集い」

12月4日(土)～10日(金)は、差別を許さない県民運動強調週間です。県では人権・同和問題を考える「県民の集い」を開催します。申し込みは不要です。ぜひ、お出かけください。

日時／11月27日(土)午前9時30分～午後3時
場所／幸手市民文化体育館 (アスカル幸手) (幸手市大字平須賀2380-1)
費用／無料
内容／隣保館や教育集会所の活動成果発表と作品展示、講演会(講師:作家・乙武洋匡氏)等
問い合わせ／県人権推進課調整担当(☎048・830・2258) へ。

12月10日は人権デー 12月4日～10日は人権週間 みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

20世紀に人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、各地で多くの尊い人命が失われるなど、戦争の惨禍によって人間としての尊厳が無惨にも侵されてきました。

その反省にたち「世界人権宣言」が、昭和23(1948)年12月10日の第3回国際連合総会で採択され、国連は採択された12月10日を「人権デー」と決めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会は「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24(1949)年から、毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の高揚のための啓発活動を展開しています。

人権週間中の強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

問い合わせ／人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日～25日の2週間は 「女性に対する暴力を なくす運動」 期間です!

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか

あなたが次のような暴力を、夫やパートナーからふるわれ、苦痛に思っているのをふりかざしおどす、一晩中眠らせないなど。

身体に対する暴力

殴る、蹴る、物を投げつける、やけどをさせる、刃物やその他凶器になるものをふりかざしおどす、一晩中眠らせないなど。

精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ」「何の役にもたたない」「くず」などあなたの心を傷つけ、人格をおとしめるような暴言をあげられる。

交友関係や電話、郵便物を細かく監視する、家族や友人、行政などのサービス機関とのつながりを断つ、または断たせるようにしむけるなど、行動を制限する。

生活費を負担しなかったり、少額しか渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせる。

大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなど。

性的暴力

望まない性的な行為の強要、避妊に

協力しない、見たくないポルノビデオや雑誌を見せるなど。

女性や子どもの心身の健康に 大きな影響をあたえます

暴力は、女性と子どもの心身の健康、生活に深刻な影響を与えます。

女性への影響

直接身体に振られる暴力は、あざや打ちみ、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生治らないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうこともあります。

傷が治った後にも、また、精神的暴力などで目に見える傷はなくても、さまざまな影響が残る場合があります。不眠、頭痛、動悸、発熱、胃腸障害、体のしびれや震え、耳なりなど、さまざまな身体症状が現れます。精神的にも、うつ症状、絶望感、無気力、悪夢、人間不信、自殺願望など深刻な影響をもたらす、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。このような症状は、暴力のない生活に移っても現れることがあります。また、性的暴力は望まない妊娠や中絶などの原因になります。

子どもへの影響

父親から母親への暴力を目撃する子どもは多数います。父親が母親に暴力をふるっている場合、子どもにも暴力がふるわれていることが少なくありません。このような経験をした子どもの心は深く傷つき、ぜんそく、情緒不安定、夜尿、無気力、無感情、うつ、不

登校、成績低下、他の子どもへのいじめ、父親への憎悪の感情などの症状も多く見られます。子どもには暴力のない環境で、子ども自身がさまざまな選択をしながら育つ権利があります。子どもにも直接暴力をふるわなくても、子どもにドメスティック・バイオレンスをさせつけることは児童虐待にあたります。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには

暴力は表面上は「ささいな事」をきっかけに起こることが多いのですが、暴力をふるう男性は、そういう場合に女性を思い通りにして当然、暴力をふるってもいいのだという思い込みがあり、その根底には、妻や恋人の関心を独占し、自分に奉仕して当然という自分中心、男性優位の考え方があります。

ドメスティック・バイオレンスの本質は、男性がもっているさまざまな力(腕力や経済力、社会的地位など)を背景にして、女性を所有物視し、支配し、服従させるために暴力をふるう、ということが言われています。

夫やパートナーからの暴力をなくすために、歴史的に作られ容認されてきた、これらの性差別的な社会構造を改革し、女性と男性が共に家庭や地域社会で男女共同参画社会(男女がともに人権を尊重し、個性と能力を発揮し責任を担う社会)を築いていきたいと思います。

問い合わせ／人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。